

「フェンブコナゾール」、「フロニカミド」及び「d1ークロプロステノール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「フェンブコナゾール」及び「フロニカミド」については平成20年1月30日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

「d1ークロプロステノール」については、平成20年2月12日付けで農林水産大臣より薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準設定に係る意見聴取がなされたところである。

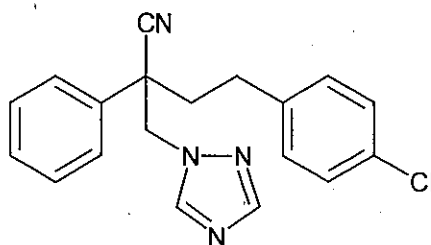
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) フェンブコナゾール

本薬は殺菌剤である。平成20年2月現在、りんご、もも等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、てんさいへの適用拡大申請がなされている。

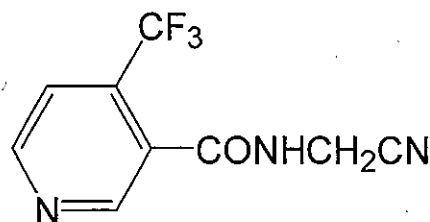
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、フェンブコナゾールに対する許容一日摂取量（ADI）として0.03mg/kg 体重/日と設定されており、国際基準がバナナ、大麦等に設定されている。



(2) フロニカミド

本薬は殺虫剤であり、平成20年1月現在、なす、きゅうり等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、すいか、ぶどう等への適用拡大申請がなされている。

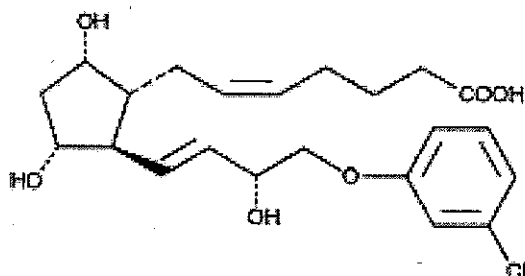
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) dl-クロプロステノール

本薬は繁殖用薬であり、牛の性周期の同調及び豚の分娩誘発等を目的として、既に承認されている。今回、農林水産大臣から使用基準設定（使用禁止期間の再検討）に係る意見聴取がなされた。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。